

船舶事故調査報告書

平成27年6月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年7月21日 16時10分ごろ
発生場所	滋賀県大津市北比良水泳場前面水域（琵琶湖西岸） 比良ヶ岳 ^{ひらがだけ} 一等三角点から真方位079°5,700m付近 （概位 北緯35°13.14′ 東経135°56.83′）
事故調査の経過	平成26年7月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ ^{アールエックスティー アイエス} R X T i S、0.2トン 253-32148 京都、個人所有 3.10m (Lr) × 1.15m × 0.49m、FRP ガソリン機関、174kW、平成23年4月 B 水上オートバイ ^{アールエックスビー エックス} R X P - X、0.1トン 250-55644 大阪、個人所有 2.89m (Lr) × 1.11m × 0.43m、FRP ガソリン機関、178kW、平成24年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 34歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年9月28日 免許証交付日 平成24年9月28日 （平成29年9月27日まで有効） B 操縦者B 男性 23歳 操縦免許 なし
死傷者等	軽傷 1人（遊泳者）
損傷	不明
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り、北比良水泳場前面水域において、B船と衝突した。 B船は、操縦者B及び知人B ₁ （以下「同乗者B」という。）が乗り、北比良水泳場東方沖で旋回した後、北比良水泳場に向けて西進し、操縦者Bが、北比良水泳場前面水域において、停船するか、もう一度東方沖に向けて旋回するかを迷いながら右に旋回を始めたところ、前方に西方を向いて止まっていたA船に気付き、衝突のおそれ

	<p>感じて操縦ハンドルを右一杯にしたもの間に合わず、平成26年7月21日16時10分ごろ、B船の船首がA船の船尾に衝突した。</p> <p>操縦者B及び同乗者Bは、B船がA船に乗り揚げて傾斜した際に落水し、無人となったB船が、惰性で漂流してA船の東方にいた遊泳者に衝突した。</p> <p>遊泳者は、遊泳者の関係者の通報によって到着した救急車により、病院に搬送された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好</p> <p>水象：湖上 平穏</p>
その他の事項	<p>操縦者Bは、B船に乗る前に飲酒をしており、本事故発生当時、酔っていた。</p> <p>地元の警察署によれば、本事故発生の約2時間後に行われた検査による操縦者Bの呼気1ℓ中のアルコール濃度は、0.34mgであった。</p> <p>操縦者Bは、B船の船舶所有者からB船を借りていた知人（以下「知人B₂」という。）に対し、B船の船舶所有者の許可を得ていると偽り、知人B₂からB船を借りた。</p> <p>操縦者Bは、過去に4～5回、水上オートバイを操縦した経験があった。</p> <p>滋賀県琵琶湖等水上安全条例によれば、酒酔い操船等の禁止についての規定は、次のとおりであった。</p> <p>第8条の2 船舶の操船者は、酒に酔った状態その他の正常な操船ができないおそれがある状態で、操船してはならない。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A 不明、B あり</p> <p>A 不明、B なし</p> <p>A 不明、B なし</p> <p>A船は、船長Aから情報を得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、北比良水泳場前面水域において右旋回中、操縦者Bが、旋回方向を見ていなかったことから、A船がいることに気付くのが遅れ、操縦ハンドルを右一杯にしたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、本事故発生前に飲酒をして酔っていたことから、注意力、判断力及び反応速度が低下していた可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者Bは、特殊小型船舶操縦士の免許証を有していなかったことから、小型船舶操縦者としてB船に乗船してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、北比良水泳場前面水域において、A船と、旋回中のB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>文献（「アルコールの運転におよぼす影響」、アルコール薬物関連3学会合同飲酒運転対策プロジェクト報告書、樋口進、日本アルコール</p>

関連問題学会)によれば、平成12年の飲酒運転調査による呼気中アルコール濃度と事故や死亡事故の相対事故率との関係についての推計を、次表のとおり記載している。

飲酒運転の呼気中アルコール濃度と相対事故率との関係

呼気中アルコール濃度	相対事故率		
	死亡事故	死亡重症事故	全事故
飲酒なし	1.00	1.00	1.00
0.10~0.14mg/L	1.56	1.15	0.85
0.15~0.19mg/L	1.66	1.81	1.44
0.20~0.24mg/L	3.13	3.01	2.54
0.25~0.49mg/L	7.53	4.75	3.70
0.50~0.74mg/L	73.62	26.49	14.38

※相対事故率は「飲酒なし」の事故率を1とした場合に得られる値
 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 飲酒をして船舶の操縦を行わないこと。